

業務指示書

フィリピン国メトロマニラ立体交差建設事業 (VI) 詳細設計調査【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年2月12日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年2月18日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路・橋梁設計にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／道路計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン及び東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 橋梁設計（全体計画）】

- 1) 類似業務の経験：橋梁設計に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年2月27日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(PHP1 = 2.679 円, US\$1 = 117.93 円, EUR1 = 133.23 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。

b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/道路計画
橋梁設計(全体計画)

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

18.45 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年3月16日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

・ (1) プロポーザルの提出者名

・ 契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・ 以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・ 基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本詳細設計の結果に基づき当機構により実施される場合は、施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

フィリピン国メトロマニラ立体交差建設事業（VI）詳細設計調査【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/道路計画	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁設計（全体計画）	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

フィリピン共和国（以下、フィリピン）のマニラ首都圏では、人口が1990年時点の795万人から2012年には約1.5倍の1,200万人に急速に増加し、国全体の人口の13%、GDPの36%が集中する経済活動の最大拠点となっている。これまで環状道路・高速道路やLRT整備事業といった運輸・交通網の整備が行われ、環状道路については、マニラ中心部から郊外に向けて計5道路（C-1からC-5まで）の整備が行われてきたが、未だ深刻な交通渋滞に直面しており、増加する移動所要時間は物流や人々の移動のボトルネックとなり、経済活動に大きな損失をもたらし、同国の国際競争力を低下させる要因の一つとなっている。特に、C-4（別名EDSA）は、マニラ首都圏中心部のビジネス地区とベッドタウンのケソン市とを結び、通勤に使われる道路であるため、マニラ首都圏で最も交通量の多い環状道路であり、他の環状道路に比べて交通渋滞の程度も激しい。また、C-5は、C-4の外側約2kmの地点を環状に取り巻き、その交通を一部代替する役割が期待されているが、C-4同様、激しい渋滞が発生している。これら両道路の激しい渋滞の大きな要因の一つは、主要交差点における混雑であり、渋滞している平面交差点の立体交差事業を進めていく必要がある。同時に、慢性的な交通渋滞に起因する大気汚染や騒音等により都市環境も悪化し続けており、環境改善が急務となっている。マニラ首都圏の投資促進及び都市環境改善の両面から、交通ボトルネックを解消することが求められている。

このような状況から、JICAはこれまでマニラ首都圏交通改善計画（マスタープラン）にて、環状道路と立体交差化の整備を提案し、これ以降は立体交差建設事業を段階的に円借款事業として支援してきた。引き続き、2012年に「メトロマニラ立体交差建設事業（VI）準備調査」を実施し、この結果を受けてフィリピン政府より2014年2月にSTEP条件を活用した円借款の要請があり、円借款供与による事業実施が予定されている。

本業務は、2014年3月5日にフィリピン政府との間で署名交換された討議議事録(R/D)に基づき、詳細設計及び入札図書（案）の作成を目的として、2015年3月から12ヶ月の予定で実施するものである。

2. 事業の概要

本業務の対象となる円借款事業の概要（予定）は以下のとおり。

(1) 案件名：メトロマニラ立体交差建設事業（VI）【有償勘定技術支援】

(Metro Manila Interchange Construction Project (Phase VI))

(2) L/A 署名日：未定

(3) 借款上限金額（予定）：約79億円（プロジェクト全体 約95億円）

(4) 本円借款事業の内容

1) 本体工事（土木工事）

4交差点においてフライオーバー（4橋）、アンダーパス（1箇所）及びアプローチ道路の建設

2) コンサルティング・サービス：設計レビュー、入札補助、施工監理等

(5) 対象地域

フィリピン共和国 マニラ首都圏ケソン市

- ・ EDSA-Roosevelt-Congressional 交差点
- ・ EDSA-West-North 交差点
- ・ North- Mindanao 交差点
- ・ C5-Green Meadows-Acropolis-Calle Industria 交差点

(6) 相手国機関名

公共事業道路省 (Department of Public Works and Highways : DPWH)

3. 業務の目的

フィリピン政府の要請に基づき、JICA が支援する円借款事業「メトロマニラ立体交差建設事業 (VI)」に活用するための詳細設計及び入札図書 (案) の作成を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、DPWH と JICA との間で合意された詳細設計にかかる討議議事録 (R/D) に基づき実施されるものである。コンサルタントは「3. 業務の目的」を達成するために、「6. 実施方針及び留意事項」に留意しつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「9. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 関連する業務及び支援

「Urban Transport Study in Manila Metropolitan Area」(1973 年)
 開発調査「マニラ首都圏総合都市交通改善計画」(1999 年)
 有償資金協力「メトロマニラ立体交差施設建設事業 (I)」1990 年
 同「メトロマニラ立体交差施設建設事業 (II)」1991 年
 同「メトロマニラ立体交差建設事業 (III)」1995 年
 同「メトロマニラ立体交差建設事業 (IV)」1998 年
 同「メトロマニラ立体交差建設事業 (V)」2001 年
 協力準備調査「メトロマニラ立体交差建設事業 (VI) 準備調査」2012 年
 開発計画調査型技術協力「大規模地震被害緩和のための橋梁改善調査プロジェクト」2013 年

6. 実施方針及び留意事項

(1) 設計業務に必要な各種業務の効率化

路線線形、橋梁概略形式などの基本的レイアウト及び諸元などは、協力準備調査 (F/S) の段階で DPWH と合意済みである。本業務では F/S の成果を踏まえて設計を実施するため、F/S で実施済みの各種業務と重複しないよう効率化を図る。また、本体事業のコンサルティング・サービス (C/S) への円滑な引継ぎを前提として、本業務で収集した各種データを適切に整理する。

(2) 業務の段階分け

本業務は、基本設計（B/D）及び詳細設計（D/D）の二段階に分けて実施する。B/Dでは、既存資料のレビュー、補足調査、基本的な構造を明確にする設計、照査及び概算事業費の算定等を実施する。D/Dでは、B/Dで整理された事業内容に基づいて、細部構造の設計など施工に必要な設計、照査及び事業費の算定等を実施し、入札図書（案）を作成するものとする。これらの各段階において、DPWH及びJICAと協議の上、事業内容・規模を整理しつつ実施することとする。

(3) 工事契約形態

本円借款事業の対象である本体工事については、1パッケージにより、「円借款事業の調達ガイドライン」（2012年4月）に従って、本邦技術活用条件（STEP）による事前資格審査（P/Q）付国際競争入札（ICB）にて調達することについて、フィリピン政府とJICAとの間で合意済である。国際工事契約の条項（FIDIC約款）及びJICA標準入札書類に則り、片務的契約条件を排除し、当該入札評価が極力恣意性なく客観的かつ公正に行われるものとなるように入札図書（案）の作成段階から十分配慮する。

(4) 本円借款事業の調達条件

本円借款事業（本体工事及びC/S）の調達条件・方法は以下の通りである。

1) 調達条件：本邦技術活用条件（STEP）

2) 原産地ルール：円借款融資対象となる本体契約総額の30%以上については、日本原産とする。

詳細は、「円借款・本邦技術活用条件（STEP）にかかる運用ルール」（2013年4月17日）によるものとする。

本調査で実施するB/D及びD/Dにおいては、上記の調達条件・方法を念頭に置き、本邦技術の適用割合を算出すること。

採用が想定される本邦技術は、交差点部分における急速施工に関する工法等である。これらの技術は設計において経済性・妥当性・維持管理の容易さ等を確認の上で採用を決定し、また、現地への適用性や資機材の現地有無・供給体制などを適宜、本邦企業又は団体等へ意見徴収する。

なお急速施工による橋梁架設方法及び構造は、施工会社及び橋梁メーカーの各社が有する固有工法であることから、本体工事の入札では、これらの詳細について応札者からの技術提案を受け、提案構造及び工法詳細の技術的妥当性を確認の上で金額及び規制時間等で評価する選定方式が採用される予定である。

(5) 成果品のDPWHに対する使用権譲渡

本業務指示書「3. 業務の目的」に記載されているとおり、本調査にて実施される設計内容等については、本円借款事業の本体工事に活用される予定であるため、「9. 成果品等」にて規定されている成果品については、JICAへ引渡し後、JICAからDPWHに対し、以下に示す使用権が譲渡されることとなる。

① 成果品を利用して建設物を完成すること。

② 上記の目的及び上記建設物の増築、改修、修繕、模様替え、維持、管理、運転、広報等のために、必要な範囲内で成果品を複製し、または変形、翻訳、改変その他修正すること。

(6) 瑕疵担保責任

DPWH が成果品を使用することとなるが、成果品に瑕疵があった場合、契約書約款に規定される瑕疵の修補や損害の賠償は DPWH が JICA へ通知をした上で、受注者に直接請求することを JICA と DPWH の間で合意している。ただし、請求額の上限は本契約の契約金額とし、また請求権期間中は DPWH へ成果品の使用权譲渡した後 2 年以内としている。

なお、JICA は DPWH と重複して瑕疵の損害賠償請求を行わない。

(7) 三者合意文書に基づく設計業務の実施

JICA と DPWH の間で文書 (R/D) により合意されているが、業務の開始時に改めて、設計の実施・承認スケジュール等を含めて合意文書を JICA、DPWH 及びコンサルタントで締結する。

なお、下記項目については DPWH と三者合意にて追加・補足的に協議する予定である。この結果によって業務内容に変更が生じる場合がある。

- ① F/S はフィリピンで採用されている現行基準にて概略設計を実施している。一方、JICA は「大規模地震被害緩和のための橋梁改善調査プロジェクト」において「橋梁耐震設計基準 (案)」を提案しており、この設計基準 (案) を極力本業務で先行適用できないか検討し、JICA と DPWH にて協議及び合意する予定である。
- ② 本円借款事業による立体交差道路から近隣商業施設へ分岐・接続する道路が DPWH にて検討されている。この分岐・接続道路の詳細と設計・施工の実施時期・負担等について、JICA と DPWH にて確認し合意する予定である。
- ③ R/D では本体工事の入札に関し、応札者の提案内容について技術的妥当性を評価支援することを D/D に含めることで合意されている。しかし、評価支援の実施時期は C/S や本体工事の入札スケジュールの影響を受けるため、評価支援を当調査に含めた場合には履行期限が著しく長期化する懸念があること、また、C/S による入札支援との責任分担等を再確認すべきであることから、本調査から除外している。この評価支援の取り扱いについては、JICA と DPWH にて協議し決定する予定である。
- ④ C/S については 2015 年 1 月より DPWH が国際競争入札にて調達手続きを開始し、2016 年 1 月に契約及び業務開始する予定であり、本業務からの入札図書 (案) 引渡し (C/S による設計レビュー開始) は 2016 年 2 月上旬ごろを目途としている。C/S の調達進捗が遅延した場合には、業務に支障のない範囲で入札図書 (案) の引渡し時期を変更する場合がある。これについては JICA より DPWH へ協議するとともに、スケジュールを確認して決定する予定である。

(8) 先方実施機関による設計確認機会の設定

DPWH が成果品を使用することが想定されているため、本調査の実施過程においても、逐次 DPWH の詳細設計内容にかかる理解と同意を得ることが極めて重要となる。このため、上記 (7) の合意文書ではフィリピン側に DPWH を中心として技術検討委員会を設置するよう協議する予定であり、設計内容について技術的確認を求めることを想定している。

コンサルタントは DPWH と協議し、業務実施過程における同委員会に対する説明時期等について合意する。また、同合意に基づき委員会に対して、設計の進捗状況、技術的検討内容等を十分説明し、

同委員会の技術的確認を得ることとする。なお、この実施時期は少なくとも、業務開始時、現地調査結果説明及び設計条件確認時、B/D 説明時、D/D 中間説明時、DF/R 説明時の最低 5 回実施を想定しており、受注者の出席と開催支援を求めつつ技術的検討を行う。

(9) 入札図書（案）の作成

入札図書に係る JICA の同意申請検討時点での手戻りを予防することを目的として、入札図書（案）の作成に当たっては契約条項及び本邦企業の応札の円滑化等にかかる JICA による内容確認と打合せを設定すること。

(10) 設計照査

コンサルタントは JICA に提出する最終成果品の検査について「本業務の品質の確保」の受注者としての責務を果たすべく、「入札設計図」、「技術仕様書」等を本業務内にて照査し、設計内容の詳細な確認を行うこととする。なお、照査は国内再委託で実施することを認める。

また、設計の技術的内容を確認するため、JICA はフィリピン側での技術検討委員会による確認に先立ち、発注者としての観点から技術検討を行うことを目的とし、少なくとも B/D 取り纏め時と D/D 取り纏め時の 2 回について、コンサルタントの出席を求めつつ技術的検討を行う。

(11) 工期の短縮・事業費の縮減検討

設計及び施工計画検討にあたり、当該事業の工期短縮・事業費縮減が期待できる場合には、DPWH 及び JICA へ積極的に提案すること。

(12) 環境社会配慮

本円借款事業は、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）にかかるカテゴリ分類：B である。環境アセスメント（EIA）報告書はフィリピン側により作成され、環境適合証明書（ECC）を 2015 年 1 月に取得予定である。本業務では、補足的な環境社会配慮調査を行い、設計内容を踏まえて必要な更新及び諸計画の具体的策定作業を行うとともに、フィリピンの国内法及びガイドラインへの適合性を確認する。

また、DPWH の TOOLKIT for Making Road Infrastructure Projects Gender Responsive に従ってジェンダーに配慮した道路開発・改良計画となるよう留意すること。

(13) JICA フィリピン事務所への報告

本業務と並行して C/S の選定が行われ、本業務の終了後には設計内容等が引き継がれる予定である。業務進捗が遅延した場合には、C/S の業務実施と施工業者の選定及び施工工程に影響を与える可能性がある。そのため、適宜 JICA フィリピン事務所に業務進捗状況を報告し、必要に応じて本業務内容に係る協議への同席等支援を受ける。

(14) その他事項

(a) その他関連プロジェクト

運輸通信省（Department of Transportation and Communications : DOTC）所掌の Metro Rail

Transit (MRT) -7 と総合バスターミナルシステムプロジェクト等に留意すること。

(b) 供用後の運用と維持管理への配慮

設計に当たっては、供用後の運用と維持管理性を考慮すること。詳細は下記のとおり。

- ・各構造物の耐久性・耐用年数、保全点検・保全作業を行う際の容易さと安全性に対する留意
- ・検査路等による構造物へのアクセス性を確保（維持管理及び緊急時の使用）

(c) 入札図書（案）について

下記項目については、工事応札者によって急速施工に関する構造の設計・施工方法について技術提案を受け付ける形式での入札が予定されていることから、入札図書（案）の作成に当たっては、適用可能性のある複数の構造や工法が排除されないように留意するとともに、図面・仕様書等の記載方法を JICA 及び DPWH と協議すること。また、日本における同種の入札制度及び方法について整理して DPWH へ紹介・説明すること。

- ・基礎杭と橋脚柱の接続方法
- ・橋脚柱の形式と寸法
- ・橋脚柱と鋼桁の接続方法
- ・鋼箱桁と鋼床版の詳細と架設方法

7. 業務の内容

(1) インセプション・レポート (IC/R) の作成

協力準備調査報告書、既存関連資料、調査対象地域における関連計画、関連情報の分析・検討を行い、本円借款事業の全体像を把握する。併せて、本調査の基本方針、項目と内容、工程、手順、実施スケジュール等を検討し、業務計画書を策定する（その際に、B/D、D/D のみに関わる事項のみならず「環境社会配慮」及び「住民移転計画」の観点からも記載すること）。

上記の作業を踏まえて、IC/R 及び、必要に応じて質問票を作成する。

(2) IC/R の説明・協議

DPWH に対して IC/R を説明・協議し、その内容について合意を得る。また、6. (8) に記載の技術検討委員会の構成及び設立を含む、本調査の DPWH 側の実施体制を確認する。

(3) 業務に必要な基本データの収集分析、設計対象範囲及び設計仕様の確認

関係資料・データを収集し分析するとともに、関係者に対するヒアリング及び現地調査を行い、F/S 報告書をもとに設計対象範囲及び設計仕様について、DPWH へ確認する。設計対象範囲に変更が必要な場合は JICA 及び DPWH と協議する。

(4) B/D 段階

既存調査等の情報収集・分析結果、JICA、DPWH 及び技術検討委員会との協議を踏まえ、本体工事に関する B/D を行う。B/D には最低限以下の項目を含めるものとする。

①B/D 方針の設定

法制度や基準、ガイドライン、自然環境条件や現地建設事情等についての対応方針を整理し、設計方針を設定する。

②設計

上記方針と F/S 段階で既に決定された概略形式を踏まえ、基本的な構造を明確にするための設計を行う。構造物の基本形状、主要部の細部構造、付属物の形式及び各部の断面寸法等を計算により定め、使用材料の種別と数量を明確にするものとする。

③概略施工計画及び概略設計図

工事毎に大別し、工事項目について、資材計画、部材製作・輸送計画、施工機械・設備、施工方法、仮設工及び仮設備、工事用道路・敷地、軟弱地盤対策工、環境対策工等を含む施工計画及び設計図を検討・作成し、主要な工事について具体的な施工計画図及び施工スケジュールを作成する。なお、施工計画の検討にあたっては、フィリピンの労働法規、規則、現地での土木作業に対する規制、気象条件等に留意すること。

④概略事業費

対象事業に関する概略事業費及び維持管理費を積算する。

(5) 基本設計報告書 (BD/R) の作成・説明及び協議

上記の調査・検討結果を BD/R としてとりまとめる。報告書の内容及び想定される本円借款事業の概要を踏まえた設計の対象範囲・内容について、JICA、DPWH 及び技術検討委員会と協議し、合意を得る。

(6) D/D 段階

B/D 結果を踏まえ、本体工事に関する D/D を行う。D/D には少なくとも以下の項目を含めるものとする。

①設計

B/D 実施後の構造物について、細部構造など施工に必要な設計を実施する。

②施工計画及び設計図

B/D における概略施工計画及び概略設計図を精査し、工事用道路・建設ヤードや仮設構造物（仮栈橋、仮締切等）、仮設備（事務所、宿舍、電気、給水等）等を含む、施工計画及び設計図を作成する。なお、施工計画の作成にあたっては、フィリピンの労働法規、規則、現地での土木作業に対する規則、気候条件等に留意する。また、工事中の安全対策、断水対策、土砂・汚濁水の流出対策、騒音・振動、交通渋滞・規制・迂回等について十分配慮の上、必要な対策を検討する。

③資機材調達計画の策定

本円借款事業が STEP 案件であることに鑑み、調達条件を順守しつつ、資機材調達計画を策定する。

④事業費積算

設計及び施工計画の内容に基づき、各工種、項目毎の数量及び主要な材料の算出を行い、事業費を積算する。事業費の積算の際には、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して積算総括表を作成する。

⑤入札図書（案）（ドラフト版）の作成

円借款における入札調達条件を考慮して作成する。なお、作成にあたっては、「円借款事業に係る標準入札書類」（2012年10月）（以下、標準入札書類）を使用することとし、発注者・請負者間の公平なリスク負担が確保されない「片務的契約条件」が含まれないよう留意すると共に、上記標準入札書類に Data Sheet 及び特記契約条件書（Particular Conditions of Contract）を通じて加える変更・特記部分については、JICA に事前協議することとする。また Specifications、Bill of Quantities 等の入札書類を構成するその他の文書の作成にあたっては、契約当事者間の公平なリスク配分に配慮し、かつ一般契約条件書（General Conditions of Contract：GC）の内容との整合性をとること。

(7) 設計内容の照査

設計計画（設計方針及び設計条件等）、設計図、数量計算、技術仕様書等を含む設計内容について、B/D 及び D/D の各段階において、照査技術者による照査を行う。照査は、照査技術者が作成した照査計画に基づき、設計業務の節目ごとに行う。照査計画では、照査の時期や項目等を設定することとし、照査項目については、日本国内で活用されている各種照査ガイドライン等を参照して設定するものとする。プロポーザルでは、本調査における照査計画を提案すること。なお、後述のドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）に関する協議及びコメントにより設計内容に修正が生じた場合、修正内容に対する追加の照査も業務に含むものとする。

(8) DF/R の作成

DF/R は下記内容が網羅されるよう作成すること。

①主報告書

- イ) 既存資料の検討結果
- ロ) 自然条件調査結果
- ハ) 基本設計の概要
- 二) 施工・調達計画
- ホ) 事業費

②D/D（全構造物の設計図面を含む）

③設計計算書

④事業費算定の積算根拠

(9) DF/R 及び入札図書（案）の協議

DPWH 及び技術検討委員会に対し、DF/R 及び入札図書（案）及び DF/R の内容について、説明・協議する。

(10) 入札図書（案）（最終版）の作成及び提出

上記(9)による DPWH 及び技術検討委員会からのコメントを検討の上、必要箇所について加筆・修正し、入札図書（案）（最終版）を取りまとめ、JICA 及び DPWH に提出する。

(11) 環境社会配慮

本円借款事業の EIA 報告書は DPWH により作成済みであるが、コンサルタントはレビューを行い、JICA の環境社会配慮ガイドラインに従って事業が行われるよう、必要に応じて以下の対応を行う。

- ①現地調査結果及び設計内容に沿って、環境社会配慮に関する条件の更新
- ②DPWH が環境省やその他政府関係機関から課されている条件に従う際の支援
- ③環境社会配慮関連計画の進捗状況の確認及び計画の策定・更新作業を行う際の支援
- ④DPWH が本調査を踏まえた上記計画の更新作業を行う際の支援
- ⑤DPWH が関係機関へのモニタリング報告書の提出を行う際の支援
- ⑥環境社会配慮のための具体的な行動や方法の提案
- ⑦調査結果と現状及び今後の課題・手続きについて、環境社会配慮報告書として最終的に取り纏め DPWH へ提出するとともに JICA に提出・説明する。

(12) 住民移転計画

コンサルタントは、DPWH が簡易住民移転計画 (Abbreviated Resettlement Action Plan: A-RAP) を透明性の高いプロセスを通じて完全、公正かつタイムリーに実施し、A-RAP と事業によって直接影響を受ける住民 (Project Affected Families: PAFs) の生計回復状況のモニタリングをするよう、必要に応じて DPWH を支援すること。具体的には以下の対応が想定される。

- ①設計内容を踏まえ、既存の A-RAP のレビューを行い、見直し・更新を支援。
- ②A-RAP の準備に際して得られた、PAFs についてのあらゆるデータや情報を収集し、PAFs の正確な損失額の目録作成を支援。
- ③DPWH が PAFs のためのパブリック・コンサルテーション又はフォーカス・グループ・ディスカッションを立ち上げ、生計回復支援 (計画) や PAFs のための特別援助計画に対する PAFs の意見を収集する際に支援。
- ④DPWH が補償を受ける資格を有する PAFs を特定し、かつ補償対象者のリスト及び各対象者への支払い明細を準備する際に支援。なお、移転後の PAFs の生活状況を DPWH がモニタリングできるよう、補償対象者の移転先については記録する必要がある点に留意。
- ⑤事業方針に沿った補償額が確保されるよう、DPWH が補償額の算定を行う際に支援。
- ⑥DPWH が PAFs の移転地への移転の援助を行うための支援。
- ⑦移転用地の開発、住居の建設等の移転活動に関する記録の保持と更新の支援。
- ⑧住宅建設の選択権や移転用地の再配置の権利の周知のような PAFs に対する移転活動に対する DPWH への支援。
- ⑨生計回復支援 (計画) や特別援助計画に沿った収入や生活状態の回復のための必要な支援の提供や関係者との調整に関する DPWH への支援。
- ⑩PAFs に対して苦情処理メカニズムやその苦情を持ち込む手続きを確実に周知するとともに、苦情を正確に確認し、彼らが処理委員会や裁判所に行く前に、平和的で平等な透明性のある解決方法を勧める。
- ⑪DPWH による A-RAP の進捗報告書の作成を支援するとともに、調査結果と現状及び今後の課題・手続きについて、住民移転計画報告書として最終的に取り纏め DPWH へ提出するとともに JICA に提出・説明する。

(13) ファイナル・レポート (F/R) の作成及び提出

DF/R に対する JICA、DPWH 及び技術検討委員会からのコメントを踏まえ、必要箇所について加筆・修正するとともに、以下の構成により F/R としてまとめ、JICA 及び DPWH に提出する。なお、自然条件調査結果、検討過程及び設計成果 (図面・計算書) 等については後続の施工監理及び部材製作等で使用される可能性が高いことから、元データを F/R と併せて JICA 及び DPWH に提出する。

① 主報告書

- イ) 既存資料の検討結果
- ロ) 自然条件調査結果
- ハ) 基本設計の概要
- ニ) 施工・調達計画
- ホ) 概算事業費
- ヘ) 環境社会配慮
- ト) 住民移転計画

② 詳細設計 (全構造物の設計図面及び検討過程を含む)

③ 設計計算書

8. 設計の細部

本調査の設計対象は下表のとおりとする。

なお、現地調査結果等をもとに、橋長・橋脚位置・支間割・桁下高等の基本条件を再確認し、本調査にて決定すること。

場所	設計対象の概要
EDSA-Roosevelt-Congressional 交差点	橋梁延長：366m 橋梁形式：7 径間 PC 中空床板桁 196m+2 径間連続鋼箱桁 114m +2 径間 PC 中空主版桁 56m ×上下 2 連 アプローチ道路：118m+90m ×上下 2 箇所 歩道橋：3 方向、計 95m 車線数：3 車線 ×上下 (合計 6 車線、上下線分離)
EDSA-West-North 交差点	橋梁延長：342m (北方向) +319m (南方向) 橋梁形式：5 径間 PC 中空床板桁 140m+2 径間連続鋼箱桁 118m +3 径間 PC 中空主版桁 84m (北方向) 6 径間 PC 中空床板桁 168m+2 径間連続鋼箱桁 106m +2 径間 PC 中空主版桁 45m (南方向) アプローチ道路：124m+103m (北方向) 125m+120m (南方向) 車線数：3 車線 ×上下 (合計 6 車線、上下線分離)

場所	設計対象の概要
North- Mindanao 交差点	橋梁延長：318m 橋梁形式：6 径間 RC 中空床板桁 108m+2 径間連続鋼箱桁 120m +5 径間 RC 中空主版桁 90m アプローチ道路：100m+99m アンダーパス：95m、開削部：170m+194m 車線数：橋梁部・アンダーパス共に 2 車線
C5-Green Meadows-Acropolis -Calle Industria 交差点	橋梁延長：1,098m 橋梁形式：10 径間 RC 中空床板桁 180m+3 径間連続鋼箱桁 162m +25 径間 RC 中空床板桁 450m+4 径間連続鋼箱桁 198m +6 径間 RC 中空床板桁 108m アプローチ道路：145m+131m 車線数：2 車線 × 上下（合計 4 車線）

橋梁及び構造物の一般図等は「第 3 5. 参考資料等」を参照

(1) データ収集と入手可能な情報のレビュー

本調査に必要となるデータ及び情報（交通量、総重量・軸重・輪荷重、気象・水文、地形・地盤・地質など）は過不足なく収集し、内容を照査すること。

(2) 現地踏査

既存の橋梁や道路・舗装の状況、洪水履歴やその規模、横断する河川・鉄道・公共物件等、現場周辺の現況調査を実施する。調査項目は下記のとおりとする。

- ・ 舗装の現況調査
- ・ 排水施設の現況調査
- ・ 洪水状況の調査
- ・ 交通事故発生リスクを低減・緩和するため交通安全施設の評価
- ・ その他

(3) 設計に関する一般事項

経済性、用地取得の可能性、環境社会配慮、工事費等を考慮して、現行の設計基準について適用性を検討する。

設計に当たっては比較検討を行い、経済的・社会的な観点から最適な選択を行うこと。

EDSA-West-North 交差点については、バス・鉄道との相互関連について十分な検討を行うこと。

(4) 地形測量

調査は DPWH の設計ガイドライン・基準・規格（Design Guidelines, Criteria and Standards : DGCS Vol. I, Part I）を満足するものとする。

縦断測量に使用するベンチマークは、橋梁両端で工事及び交通の支障とならない位置に設置する。

平面・縦断測量のベンチマークはフィリピン政府の基準点と関連づけ、平面図に記載する。

構造物・地形的特徴点を記録する。

平面線形の決定後、中心杭や曲線の交点・始終点について杭を設置し、これらは DPWH 基準に従って、不動点等と関連づける。

横断測量は 20m 間隔を標準（必要に応じて適宜追加）とし、土工における数量誤差 5%以内を満足するよう留意すること。

橋梁区間では、縦横断測量は全橋脚位置で行い、工事区域+100m の範囲で実施する。

標高は 1m 間隔とし、座標・位置図を記載する。

測量成果図面は複写のできる高品質の用紙を使用するものとする。

(5) 地盤・地質調査

路床・路盤材の確認は DPWH の設計ガイドライン・基準・規格（DGCS）に従って、道路中心線上で行うボーリング調査から判断する。

橋梁区間では、全橋台・橋脚位置でボーリング調査を行い、1m 毎に標準貫入試験を実施する。掘削深度は 20m 以上とし、岩盤層に達した場合は 3m 以上貫入させて打ち止めとする。

本体工事で必要とされる骨材およびその他の建設材料の採取場では、試掘を 2 か所以上行う等により、室内試験に必要な十分なサンプルを採取すること。

乱した／乱されていない土質試料、及び工事材料の試験を AASHTO 基準に従って実施する。

特に、舗装設計に使用するため以下の項目について試験を実施する。

- ・粒径分布、比重、土質分類（AASHTO 基準）
- ・自然含水比、コンシステンシー、締固め曲線と、それぞれ異なる試料の CBR 試験から支持力を決定する。

基礎設計に使用するため以下の項目について試験を実施する。

- ・粒径分布、比重、土質分類、含水比、コンシステンシー、せん断強度、圧密沈下、圧縮・収縮量等

工事で必要となる購入碎石・その他については採取場を確認する。また、サンプルは必要に応じて以下の試験をしなければならない。

- ・粒径分布、塑性特性、単位重量、吸水率、すり減り試験、安定性、砂地換算、その他
- ボーリングと試掘の実施位置を平面図に記載する。

地質構造、特に活断層、液状化、その他の地質上の危険要素を確認する。

地盤・地質調査の結果と報告書は公共事業・道路事業用の標準技術仕様に基づいて、設計局（Bureau of Design : BOD）の照査を受けなければならない。

環境天然資源省（DENR）鉱山・地質科学局（MGB）の規定する地質と危険地質評価に従って、MGB と打合せを行った上で評価を行い、報告書を MGB に提出しなければならない。

(6) 水理・水文調査

対象地域の地質分布図、気象・水文に関するデータ・報告書・地図、マニラ首都圏の排水に関する基本計画と排水計画の詳細、洪水調整プロジェクト等、プロジェクトに関連するすべての資料を収集し、現地情報（流下方向、流速、洪水高さ、洪水被災地、及び、道路排水・盛土・横断管といった既

設構造物の状態とその流出量、等)と照合すること

河川の集水面積を地形・地質図及び現地踏査によって確認すること。

水理・水文調査結果は DPWH の設計ガイドライン・基準・規格 (DGCS) 等に従って、BOD の承認を受けなければならない。

(7) 交通影響評価 (TIA) の実施

FS 調査結果の交通流解析及び交通需要予測についてレビューすること。また、本事業による改良効果をレビューするため、現在及び将来の交通を把握及び分析・予測する。

既存の交通データ検討と交通量調査を行い、以下の項目を実施する。

- ①事業効果を対象地域だけでなく、広域な交通インパクトを考慮して検討し、道路ネットワークへの適切かつ有用な改良が得られることを確認する。
- ②現在及び将来の交通状況を評価し、立体交差化によって渋滞緩和するために適切な交通管理を提言する。
- ③現在の方向別・車種別の交通量、歩行者数、旅行時間、渋滞長、信号現示やその他関連するデータについて、既存資料を収集するとともに補足調査を実施する。
- ④この調査結果には下記項目を含めることとする。

- ・ 調査対象地域の説明
- ・ 交通解析の趣旨と目的
- ・ 本事業によって影響を受ける地域の確認と特定
- ・ 交通量、混雑度、事故、道路線形等、現在の車道・運輸状況
- ・ 自転車・二輪車及び歩行者用施設、待合い所、荷物の積卸し場所、道路信号、全体的な交通流と運用について
- ・ 対象地域の渋滞・交通事故の発生個所、既存道路の不備等の特定
- ・ 近隣の土地開発（計画または建設中）及びそれに関連した交通量の増加
- ・ 工事期間中及び完成後に予想される交通量増加とピーク時交通量
- ・ 立体交差化と付随する道路改良がもたらす車道利用状況の予測
- ・ 事業実施による負の影響を軽減するために、改良・対策方法とその評価
- ・ 右左折レーンの確保、信号機、自転車・二輪車や歩行者への配慮、走行性、安全対策、視距及びその他交通施設の改善について

なおこの調査結果は、道路改良の様々な段階について結論と提言に結び付くように、分かり易くかつ論理的に記載すること。

(8) 橋梁及び舗装設計

詳細設計に先立って、上記の現地調査、地質・地盤条件と F/S 結果に基づいて、下記項目とその設計方針等について BOD へ確認し承諾を得なければならない。

- ・ 盛土勾配と切土勾配
- ・ 設計で考慮する環境条件
- ・ 地質・地盤条件と基礎型式
- ・ 表面排水及び地下排水施設

- ・基礎、床板、桁の建設及び架設方法
- ・舗装と構造物に使用する建設資材
- ・交通調査の結果
- ・その他

DPWHの指定する設計基準、ガイドライン、仕様書、省令及びAASHTOの設計基準に基づいて設計することとし、必要に応じて日本の設計基準等を用いて補足する。

既存舗装の改良部分については、FWD試験の結果を使用して設計を行うこと。

路盤の支持力、将来交通量の構成と最大荷重を考慮すること。

なお、6.(4)に記載のとおり、本邦技術である急速施工が採用されるであろう部分については、本体工事の応札者から詳細について技術提案を受け付ける選定方式となることが想定されているが、本業務においては、国内企業及び団体へのヒアリングを適切に適用可能な工法・構造特徴をリストアップし、必要に応じて各工法を概略設計して、適用性・施工性・経済性・施工日数・規制時間等から最適と思われる工法を絞り込んで構造・施工方法を決定した上で、設計を行うことを想定している。この工法の絞り込み～設計についてその詳細をプロポーザルに記載すること。

(9) 交差点設計

設計方針の決定にあたっては、交差点の改良を含めた交通信号の設置を所掌するTEC (Traffic Engineering Center) 及びBODと密接に連携すること。

(10) 交通管理設計

付加車線、荷物の積卸し場所、歩行者用設備、道路標識、路面標示、信号機等を含む交通管理計画・設計及び道路線形レイアウトの改良案等を交通標識基準、道路構造物安全設計基準に従って作成する。

検討項目は下記のとおり。

- ・収集した交通データに基づいて、設計で使用するパラメータの設定
- ・交差点の現在交通量・交通容量の比(V/C)を評価し、路線・交差点の飽和交通量を基にサービスレベルを決定

交通管理計画・設計についてはDPWH品質安全部 (Bureau of Quality and Safety) 交通技術課 (Traffic Engineering Division) と、交通信号操作・管理及び設置についてはマニラ首都圏開発庁 (Metro Manila Development Authority : MMDA) 交通技術センター (Traffic Engineering Center) と、密接に連携して作成すること。

(11) 排水設計

水理・水文調査の結果から、排水施設を設計する。なお、建設後の維持管理性 (排水管の最小径等)、過去に生じた排水問題等を考慮して反映すること。

排水施設の設計はDPWHの指定する設計基準、ガイドライン、仕様書、省令及びAASHTOの設計基準に基づいて設計することとし、必要に応じて日本の設計基準等を用いて補足する。

既存の排水構造物については、吐口・呑口を確認して図面に記載するとともに、容量不足と判断された場合は撤去・新設を計画すること。

(12) 関連公共施設図

道路用地内及び工事影響範囲内にある上下水道、電気、電話回線、ガス、下水道などの位置を示す関連公共施設の位置図を作成する。

この図面には移設が必要な施設及びその必要範囲を明示すること。

本体工事の実施前に所有者・管理者等と協議し移設する必要があることから、可能な限り早期に作成すること。

また、これら施設の更新・維持管理作業等の実施時期を確認し、可能な限りこれらの作業が工事期間と重複しないよう協議すること。

(13) 道路用地及び土地区画

設計基準・施工条件・条例等に従って、道路用地の範囲を確定し、用地収用計画図を作成する。

また土地管理局の調査に基づいて用地測量及び地籍調査を実施して、DPWH による用地取得で使用する土地区画計画図を作成する。

これらの計画図は DPWH が採用している標準的な手順に従って作成すること。用地計画図には全ての土地区画内について恒久建造物をすべて記載する。また土地区画計画図には所有者名・概要・面積を記載する。

用地測量は以下の項目からなる。

- ・土地権利書と認可済み区画計画から、影響を受ける区画について技術説明を作成
- ・影響を受ける区画について土地区画計画図の作成
- ・全ての区画境界に円柱形標準標石（φ15cm×40cm）を設置
- ・非正規居住者の移転が伴う場合は、移転先の特定と移転費用を含む新居住地の準備に係る費用積算
- ・認可済み区画計画と技術説明の原本を DPWH へ提出

なお、土地区画計画及び技術説明は用地測量後 2 ヶ月以内に DENR 土地管理局から認可されるよう作成する必要がある。

(14) 簡易住民移転計画（A-RAP）の実施モニタリング

A-RAP の最終化及びその実施において、透明性をもって、完全・公平・適期に DPWH を支援する。さらに、A-RAP のみならず被影響家族（PAFs）の生活再建策の実施においても、モニタリングを支援する。

具体的には、下記のとおり。

- ・既存の A-RAP をレビューするとともに、詳細設計の結果に基づいて A-RAP の修正、アップデートを適宜行う。
- ・用地取得及び A-RAP 実施の進捗について、3 か月ごとのモニタリング報告を作成し、JICA 及び DPWH へ提出する。このモニタリング報告は、単に進捗を記載するだけでなく、発生したもしくは予期される問題点等についても記載する。

(15) 付帯工事・雑工

道路照明、路面表示、交通標識、工事中迂回路、景観対策その他について詳細設計を実施する。

(16) 工事期間中の交通管理計画

工事期間中の交通管理計画を作成する。詳細は下記のとおり。

なお、工事期間中の交通管理計画は MMDA の TEC の確認と承認を得るものとする。

- ・ 工事内容と工程を踏まえて工事段階ごとの交通計画
- ・ 迂回路計画と交通標識（規制、案内標識、注意喚起等）
- ・ 交通標識は Highway Safety Design Standard Part II 及び Road Works Safety Manual に従う

(17) 数量計算

工種ごとに数量を算出すること。各作業項目別に算出して数量計算書を作成し BOD に提出すること。

(18) 単価計算

工種ごと単価計算書を作成する。詳細は下記のとおり。

(a) 直接工事費

- ・ 材料費（原価、運送、積卸、保管、雑費及び材料ロス）
- ・ 建設プラント及び機材費（損料・賃料、オペレーター賃金、燃料・油脂類及び機材維持費）
- ・ 労務費（賃金、各種手当等）
- ・ その他（運搬費・保険料等）

(b) 間接工事費

一般管理費及び会社利益・税

なお、積算にあたっては以下の点に留意すること

- ・ 積算の内訳として、内貨・外貨及び税金の仕分けを行うこと
- ・ 作業効率、生産効率を検討し、適切な歩掛を設定すること
- ・ 単価の設定にあたって DPWH と積算の前提条件・根拠等について十分に検討、協議すること
- ・ 各種工事単価、間接工事費等の決定に際しては、JICA、DPWH 及び技術検討委員会と十分に協議を行った上で了解を得ること
- ・ 類似案件の建設単価、建設機材を調査・比較し、工事費の適正化を図ること

(19) 計画図及び設計図面

下記を含む工事に必要な全ての設計図面を A1 サイズ（マイラー）で作成し、縮小版は A3 サイズで 25 部作成する。

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| (a) 表紙 | (j) 橋梁設計図 |
| (b) 目次 | (k) 立体交差設計図 |
| (c) 設計条件 | (l) 舗装工詳細図 |
| (d) 施工位置図 | (m) 排水施設図（平面・縦断・横断詳細） |
| (e) 地形測量結果を反映した平面図・縦断図 | (n) 排水構造物 |
| (f) 土質・地質及び材料性状図 | (o) 道路標識及び路面標示 |
| (g) 標準横断図 | (p) 道路照明 |
| (h) 詳細横断図 | (q) 付帯工事・雑工詳細図 |
| (i) 道路設計図 | (r) 施工計画図と施工ステップ図 |

- (s) 関連公共施設図
- (t) 材料採取位置図
- (u) 用地計画図

- (v) 数量総括表
- (w) その他

(20) 技術仕様書

技術仕様書は、「円借款事業の調達ガイドライン」(2012年4月)による他、DPWH標準仕様書「Standard Specifications (Volume II – Highways, Bridges and Airports)」(2004年版)に従って作成すること。

(21) 特例条項

特定の作業項目、施工方法、支払い方法について上記及び DPWH 標準仕様書「Standard Specifications (Volume I)」で規定されていないものがある場合は、特例条項を策定する。

(22) 施工計画、資金計画と予定価格(案)の作成

施工計画に基づく PERT (Program Evaluation and Review Technique) /CPM (Critical Path Method) ネットワーク図、出来高累計曲線 (S カーブ) が付記されたバーチャート、機材配備予定、人員配置予定、資金調達スケジュールに基づく四半期ごとの支出概要を作成する。

また、施工計画と上記の数量及び単価を用いて DPWH が入札に使用する予定価格(案)を算定する。

(23) 技術移転の企画及び実施

本体工事や今後協力において採用が想定される本邦技術、維持管理や安全対策等の理解促進と技術移転を目的として、本邦技術に関する製作工場、現場視察及び講義を主体とする国別研修を実施する。

(2週間、10名程度を想定する。)

カリキュラムの作成及び研修実施はコンサルタントが担当することとするが、国土交通省・高速道路会社・本邦企業及び団体等との連携も予定していることから、実施前には研修行程計画表を作成し、打合簿にて JICA の承認を得るものとする。なお、当研修は、「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン(2014年4月)」にもとづき、「受入」及び「研修監理」は、JICA が担当し、本業務では「研修実施」のみを担当する。

なお、会議・会合における飲食関連費用の計上は認めない。

(24) 入札図書(案)の作成

国際工事契約の条項 (FIDIC 約款) 及び JICA 標準入札書類に従って国際競争入札 (ICB) に適する下記の事前資格審査(案)、入札関係書類(案)及び契約関係書類(案)等を作成する。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (a) 入札参加者への事前資格審査実施案内および質問票 (b) 入札者への指示書 (一般情報、工事工程、機材リスト書式、入札保証書書式) (c) 入札書類書式 (d) 契約一般条件書 | <ul style="list-style-type: none"> (e) 契約特記条件書 (f) 技術仕様書 (共通仕様書及び特記仕様書) (g) 入札図面 (h) 数量明細書 (i) 契約書書式 (j) 技術提案書の評価基準 (案) |
|--|---|

(k) その他

上記の入札図書（案）作成においては、本体工事に関わる DPWH 技術者に対し、現地建設事業を通じて知識や先進技術の適用に関する日常的なきめの細かい技術移転がなされるよう配慮する。

なお、技術提案書の評価基準（案）については、(8)に記載の適用可能な工法・構造特徴の検討及び設計を反映して、本体工事応札者からの技術提案についての評価基準やチェックすべき項目等を取りまとめて作成すること。

(25) 基本設計報告書及びファイナル・レポートの記載内容

基本設計報告書及びファイナル・レポートの記載内容は以下を基準とし、JICA 及び DPWH へ提出する。

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (a) 地形測量 | (l) 付帯工事・雑工 |
| (b) 地質・地盤調査 | (m) 施工計画 |
| (c) 土質・舗装・資材調査 | (n) 交通影響評価 (TIA) |
| (d) 水文調査及び排水計画 | (o) 交通管理調査 (工事中の交通管理計画) |
| (e) 道路線形・縦断・横断 | (p) 関連公共施設図 |
| (f) 橋梁設計 | (q) 用地計画図 |
| (g) 立体交差設計 | (r) 数量計算 |
| (h) 舗装設計 | (s) 単価計算 |
| (i) 排水構造物設計 | (t) 工事費概算 |
| (j) 道路標識及び路面標示 | (u) その他 |
| (k) 道路照明 | |

9. 成果品等

(1) 調査報告書

次の調査報告書を JICA に提出する。このうち入札図書（案）（最終版）及びファイナル・レポート (F/R) を最終成果品とする。提出時期及び部数は以下の通りとする。成果品の著作権は JICA に帰属し、受注者は JICA の許可なくしては他に転用または引用してはならない。

	報告書名	提出時期	製本種別	区分及び部数
1	インセプション・レポート (IC/R)	2015 年 4 月上旬	簡易製本版	和文 3 部、英文 15 部
2	用地取得及び A-RAP 実施にかかるモニタリング報告書	3 か月ごと		英文 15 部
3	基本設計報告書 (BD/R)	2015 年 8 月上旬		和文 3 部、英文 15 部
4	入札図書（案）（ドラフト版）	2016 年 1 月上旬		英文 15 部、CD-R5 枚
5	ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)	2016 年 1 月上旬		和文 3 部、英文 15 部、CD-R5 枚
6	入札図書（案）（最終版）	2016 年 2 月中旬		英文 15 部（縮小版図面は

	報告書名	提出時期	製本種別	区分及び部数
				25部)、CD-R5枚
7	照査報告書	2016年2月中旬		和文3部
8	環境社会配慮報告書	2016年2月中旬		和文3部、英文15部
9	住民移転計画報告書	2016年2月中旬		和文3部、英文15部
10	ファイナル・レポート (F/R)	2016年3月上旬	製本版	和文(要約)3部、 英文15部、CD-R5枚

(2) 報告書の仕様

- 1) ファイナル・レポート以外の報告書は、簡易製本により作成することとし、また、資料編の印刷が大量になる場合は、電子データのみ提出として差し支えない。
- 2) ファイナル・レポートの印刷仕様および電子化仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2014年11月)に基づくが、仕様の詳細はJICAの指示に従うこと。なお、電子版はPDF化し、CD-ROMに格納する。

(3) 各種報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各調査報告書においては、その内容を的確かつ簡潔に記述するとともに、冒頭に要約を記載すること。また英文についても十分なチェックを行い、読みやすいものとする。
- 2) 各種報告書の作成にあたっては、結果のみでなく、根拠となる基準等、検討過程に関して十分に記述すること。
- 3) 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 4) 各報告書には略語対照表を添付し、略語の使い方について統一を図ること。
- 5) 調査報告書が分冊形式になる場合には、データの照合に不便をきたさないよう編集を工夫すること。
- 6) 各調査報告書のフィリピン側関係機関への提出に際しては、事前にJICAに提出し、確認を得ること。

(4) その他の提出物

1) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務従事月報(調査業務日、その概要)和文版を1部、英文版を15部作成し、JICAへ提出する。なお、当月の業務進捗概要として、現地調査内容や設計進捗を簡単に記載または資料添付すること。

2) 議事録等

フィリピン側関係機関との各調査報告説明、協議に係る議事録を作成し、速やかにJICAに提出する。

3) フィリピン側関係機関への提出文書

フィリピン側関係機関へ文書を提出した場合には、その写しをJICAに速やかに提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

国内作業を2015年3月末に開始、基本設計(B/D)の開始と三者合意を2015年4月上旬とし、基本設計報告書(BD/R)の現地説明を2015年8月中旬、ドラフト・ファイナル・レポート及び入札図書(案)(最終版)の現地説明を2016年2月上旬に実施し、2016年3月上旬までに、ファイナル・レポート(F/R)を作成し提出する。

年月	2015年						
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月数	0	1	2	3	4	5	6
報告書		△ICR				△BD/R	
会議		☆3者合意		☆現地調査報告・設計条件確認		☆BD説明	
現地調査・適用基準類の確認		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■					
基本設計 (本邦技術に関する部分)		□ □ □ □ □ □ □ □					
(上記以外)		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■					
詳細設計 (本邦技術に関する部分)						■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	
(上記以外)						□ □ □ □ □ □ □ □	
入札図書(案)の作成							

年月	2015年			2016年			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
月数	7	8	9	10	11	12	
報告書				△DF/R		△F/R	
会議		☆D/D中間説明			☆DF/R、入札図書(案)説明		
現地調査・適用基準類の確認							
基本設計 (本邦技術に関する部分)							
(上記以外)							
詳細設計 (本邦技術に関する部分)	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■						
(上記以外)	□ □ □ □ □ □ □ □						
入札図書(案)の作成		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■					

凡例：■現地作業、□国内作業

2. 業務量の目途及び業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルに含めて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。また、国内・現地の作業分担についても効率的な実施体制を提案すること。

なお、照査については、それぞれの設計には直接従事せず客観的に照査できる者を配置すること。

(1) 業務量の目途

123M/M程度。

(2) 業務従事者の構成 (案)

1) 総括／道路計画 (2号)

2) 橋梁設計 (全体計画) (3号)

橋梁設計について総合的に判断して設計を指揮するとともに、全体的な施工スケジュール・架設方法や使用材料の適用性等について立案・検討する。

3) 橋梁設計 (PC・RC 上部工)

橋梁 (上部工) 設計において、主要道路との交差部分以外について設計を担当する。

4) 橋梁設計 (鋼上部工)

橋梁 (上部工) 設計において、主要道路との交差部分について設計を担当する。

5) 橋梁設計 (下部・基礎工)

橋梁 (下部工及び基礎工) について設計を担当する。

6) 橋梁設計 (仮設工)

橋梁 (上部工及び下部工等) の施工時に必要な仮設構造物について設計を担当する。

7) 構造物設計 (アンダーパス・函渠工)

アンダーパスによる交差部分、函渠、擁壁・法面等の構造物設計を担当する。

8) 付帯工設計

上記に含まれない付帯工及び雑工の設計を担当する。

9) 道路／舗装設計

10) 設計図面作成

11) 測量・地盤・地質・水文調査

12) 環境社会配慮

13) 施工計画／積算

14) 入札図書作成／業務調整

15) 照査

3. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

JICA からの業務参加については以下のとおり想定している。

(1) 三者合意及び IC/R 説明

1) 団員構成

- ・ 総括
- ・ 計画管理 (設計)
- ・ 計画管理 (円借款業務全体)

2) 調査行程: 約 7 日間

3) 目的: 相手国関係機関へ本業務の内容と方針を説明・協議するとともに、本円借款事業に関するスケジュール確認や追加・補足協議を行って、双方の合意事項をミニッツとして取りまとめる。

(2) DF/R 及び入札図書（案）説明

1) 団員構成

- ・ 総括
- ・ 計画管理（設計）
- ・ 計画管理（円借款事業全体）

2) 調査行程：約 7 日間

- 3) 目的：DF/R・入札図書（案）について概要を説明するとともに、これらの引渡し時期と瑕疵担保の開始時期を最終確認する。

4. 相手国側のデータ及び支援の提供

本調査の実施にあたり必要となる下記項目について、コンサルタントへ適切な支援が提供されることについて JICA と DPWH の間で合意している。

- ・ 既存の調査データ及び航空写真
- ・ その他の政府機関への連絡・調整・協力取付け

5. 現地再委託

現地リソースの有効活用、経費削減等の観点から、調査内容の一部についてローカルコンサルタント、ローカル NGO や現地施工業者等への再委託を検討することとする。この現地再委託についてはその詳細についてプロポーザルにて提案すること。また、この調達に当たっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2012 年 4 月）に従うこと。

6. 参考資料等

(1) 配布資料

- ①メトロマニラ立体交差建設事業（VI）の詳細設計に係る討議議事録（R/D）（2014 年 3 月 5 日）
- ②対フィリピン JICA 国別分析ペーパー（2012 年 3 月）
- ③三者合意文書（例）
- ④設計対象の橋梁及び構造物の一般図等

(2) 参考資料

次の資料についてはインターネット上に公開されており、URL についてはそれぞれ以下の通り。

- ①メトロマニラ立体交差建設事業（VI）準備調査報告書（2012 年 11 月）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010950.html>

- ②大規模地震被害緩和のための橋梁改善調査プロジェクト（2013 年 12 月）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013850.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014061.html>～[P1000014063.html](http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014063.html)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014065.html>～[P1000014067.html](http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014067.html)

- ③対フィリピン共和国 国別援助方針（2012 年 12 月）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html

④円借款事業の調達ガイドライン（2012年4月）

円借款事業に係る標準入札書類（2012年10月）

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/

⑤円借款・本邦技術活用条件（STEP）にかかる運用ルール（2013年4月17日）

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/about/about.html

7. 安全管理

フィリピンにおける調査実施時には、在フィリピン日本大使館、JICA フィリピン事務所と連絡を密に行い、安全確保に最大限配慮すること。

8. その他

(1) 複数年度契約について

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

以 上